

徳島県告示第五百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月二十一日から令和八年二月二十一日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートライアル阿波土成店
所在地 阿波市土成町字遊ヶ原二四番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津二丁目二二番二号	石橋 亮太

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津二丁目二二番二号	石橋 亮太

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年五月三十日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、三四五平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要						
	施設に関する事項	駐車場	駐輪場	荷さばき施設	廃棄物等の保管施設	施設の運営方法に関する事項	項
		位置	位置	位置	位置	施設の運営方法に関する事項	
		収容台数	収容台数	収容台数	収容台数	施設の運営方法に関する事項	
		縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	施設の運営方法に関する事項	
		一五五台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	施設の運営方法に関する事項	
		二五台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	施設の運営方法に関する事項	
		縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	施設の運営方法に関する事項	
		一六七平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	施設の運営方法に関する事項	
		三九・三立方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	施設の運営方法に関する事項	
		午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	施設の運営方法に関する事項	
		午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	施設の運営方法に関する事項	

できる時間帯			間
駐車場の自動 車の出入口	出入口の数		二箇所
	位置		縦覧に供する添付書類に示すとおり
荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯			午前零時から午後十二時まで（二十四時 間）

二 届出年月日

令和七年九月二十九日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年十月二十一日から令和八年二月二十一日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。